

オレンジハート

社協だより

No. 78

平成24年12月15日発行

編集・発行

ふれあいネットワーク

社会福祉法人

南相馬市社会福祉協議会

〒975-0011

福島県南相馬市原町区小川町322-1

T E L 0 2 4 4 - 2 4 - 3 4 1 5

F A X 0 2 4 4 - 2 4 - 1 2 7 1

<http://www.m-somashakyo.or.jp>

shakyo @ m-somashakyo.or.jp

印 刷：株式会社 こはた印刷所



男子の部



女子の部

優勝目指して、
熱戦が
繰り広げられる！

【第3回 社協会長杯
パークゴルフ大会】

健康と生きがいづくりを目的として、第3回社協会長杯パークゴルフ大会を、12月5日に松川浦パークゴルフ場で開催し、248人が参加しました。皆さんには「ナイスショット！」と声をかけ合い、絶好の小春日和の中、思う存分にプレーを楽しみました。

優勝者ならびに入賞者は左記のとおりです。

女性の部		男子の部	
第二位	優勝	第三位	優勝
福田	遠藤	山崎	梅田
小野寺	彰文	益美	正彰
テル子様	子様	男様	彰様

災害時の携帯電話利用講習会

【韓国共同募金会寄付金助成事業】

11月15日に市内二ヶ所で災害時の携帯電話利用講習会を開催し、39人が参加しました。講師に、ソフトバンク原町店・ドコモショップ原町の皆さんを迎え、災害時に携帯電話が繋がらなくなる仕組みや、非常時のメール機能の活用方法などを教えてもらいました。

また、実際に自分の携帯電話を使って、災害伝言板の安否情報の登録や確認の体験を行いました。皆さんは、日頃、使用することがない機能ということで、操作方法を質問しながら、熱心に取り組んでいました。



▲「もしもの時は、このボタンで繋がりますか?」



在宅介護者のつどい

【歳末たすけあい募金配分金事業】

◆日時・会場
平成25年1月11日(金)まで
申込・問合せ先
各区地域福祉係まで
☎(0244)46-5354
(鹿島区)原田まで
(原町区)太田まで

日頃、ご家庭で介護をしている皆さんに、ほんのひとときでもくつろいでもらえるよう交流会を開催します。

介護に役立つ福祉用具などの説明・展示、高齢者食の講話や短時間のマッサージを受けることもできます。

昼食を準備していますのでぜひ、ご参加ください。

◆対象

(介護認定・否認定は不問)



サロンに参加してみませんか?

避難生活を余儀なくされた借り上げ住宅などにお住まいの方を対象に、地域住民同士の交流及び地域づくりを目的としたサロンを実施しています。

◆日時・会場
毎週火曜日
午前10時～正午まで
南相馬市まごころセンター
午後1時30分～午後3時30分まで
原町区福祉会館
毎週火曜日
午前10時～正午まで

◆問合せ先
生活支援相談室
☎(0244)26-8823



南相馬市市民活動サポートセンター

南相馬市地域包括支援センターからのお知らせ 「家族介護者教室」開催

南相馬市地域包括支援センターでは、下記の内容で家族介護者教室を開催します。

- ◆内 容 「うつ病について」
～アルコール関連もふくめて～
- ◆講 師 おがたメンタルクリニック
院長 緒方慎一氏
- ◆日 時 平成25年1月16日(水)
午後1時30分～午後3時まで
- ◆会 場 まごころセンター(鹿島区)
- ◆対 象 介護をされている家族の方
介護について知識を深めたい方
- ◆参加費 無 料
- ◆定 員 20人程度
- ◆申込み・問合せ先
南相馬市地域包括支援センター(小高地)
☎(0244)25-3329 鈴木(琢)まで

赤十字にこにこ健康教室

(鹿島・原町赤十字奉仕団主催)

鹿島区

11月29日に、角川原行政区集会所で開催されました。



また、午後のお楽しみ会では、鹿島赤十字奉仕団の皆さんによる踊りが披露され、楽しいひと時を過ごしました。

原町区

11月27日に、原町区福祉会館で開催されました。

お楽しみ会では、ダンスを楽しみながら、体を動かしました。

その後、「季節の花に心をよせて」と題して、思い思いに花を作りに挑戦しました。

▶毛布を利用したガウン作り

Q 夫と性格が合わないの離婚したいのですが。

A いわゆる「性格の不一致」を理由に離婚を考えているのですが、離婚には主に、①協議離婚、②調停離婚、③裁判離婚があります。

ボランティア登録をしてみませんか？

自分の興味があることや生活スタイルに合わせて、ボランティア活動を始めてみませんか？お気軽に、ご相談ください。

※その他にも、職業や資格を活かせる活動があります。

まずは、ボランティア登録をしていただき、希望する活動を紹介させていただきます。

ボランティアの種類

- ・障がい者（手話、点字など）
- ・児童（幼稚園、保育園など）
- ・送迎（二コ二コ元気塾・いきいきデイサービス）
- ・配食サービス（ひとり暮らし高齢者などへのお弁当の配達）

◆問合せ先 地域福祉課
☎ (0244) 46-15354 (鹿島区)
☎ (0244) 24-3415 (原町区)

第35回 誌上法律相談



弁護士法人 新開法律事務所

弁護士 白鳥剛臣

『性格の不一致による離婚について』

離婚することができる点で、離婚することになります。③裁判離婚は、強制的に

これが納得しない場合、③裁判離婚によることになります。

「性格の不一致」が離婚を考えるきっかけであつても、実は、不貞行為やDV、金銭問題など別の原因も生じていることもあります。

（弁護士法人

新開法律事務所）

離婚原因があつても裁判官は離婚を認めないことがで

きるようになっています）

ただし、本人の中では

離婚については、ご本人が考えている以上に様々な問題をはらんでいることが多いです。夫婦ごとに様々

な事情が絡み、一筋縄ではいかないことが多いので、少なくとも夫婦間で話し合いがつきそうになければ、弁護士にご相談いただいた方がよいかと思います。

うな場合には、③裁判離婚できる場合もあります。

また、別居期間が相当長

期に及んでいる場合も③裁判離婚が可能な場合もあります。

